無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年八月十日

一、墳墓等所在地　千葉県君津市鹿野山字慈眼庵下二七八

一、墳墓等の名称　鹿野山慈眼庵共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　千葉県君津市鹿野山二六三　鹿野山慈眼庵共同墓地管理組合　組合長　鈴木宗男

家畜商営業保証金取戻し公告

第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載に家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則より営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第二項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されるる。

平成二十三年八月十日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合
理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県佐野市赤見町一七四五

氏名　山根　茂人

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載に家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則より営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第二項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されるる。

平成二十三年八月十日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合
理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県那須塩原市下永田二丁目一〇二二番地

氏名　薄井昭四郎

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載に家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則より営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第二項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されるる。

平成二十三年八月十日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合
理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県佐野市堀米町二一四九

氏名　菊澤　幸司

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載に家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則より営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第二項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されるる。

平成二十三年八月十日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合
理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県那須塩原市下永田二丁目一〇二二番地

氏名　薄井昭四郎

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

公　示　送　達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による名古屋市荒池北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

記

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏　　名	住所（又は最後の住所）	
サン都市開発株式会社	名古屋市千種区千種通七丁目22番地１	別表のとおり

通知の内容（別表）

氏　名	従前の土地				換地処分後の土地					清算金 円
	名古屋市天白区				街区番号	名古屋市天白区				
	字	地番	地目	地積㎡		町名	地番	地目	地積㎡	
サン都市開発株式会社	荒池一丁目	345	宅地	53.96						交付 1,057,628

教示１　この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

教示２　この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に限り、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、名古屋荒池北土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）から１年を経過したときは、提起することができません。

平成23年８月10日

名古屋市天白区荒池一丁目435番地
名古屋荒池北土地区画整理組合
組合長　中島　　健

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年８月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①旭化成ホームズ株式会社　②国土交通大臣(9)2739　③代表取締役　平居正仁　④東京都新宿区西新宿一丁目24番１号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿２－３－１（営業開発部、資産コンサルティング部）、埼玉県所沢市東住吉７－８、岐阜県岐阜市橋本町２－20　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目24番１号　旭化成ホームズ株式会社　代表取締役　平居正仁

①株式会社萬エンタープライズ　②東京都知事(6)49842　③代表取締役　栗原實　④東京都港区六本木六丁目８番20号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木六丁目８番20号　株式会社萬エンタープライズ　代表取締役　栗原實

①合同会社霞が関都市開発　②東京都知事(1)87607　③代表社員　有限会社ストランド・マスター　職務執行者　森田威　④東京都千代田区霞が関一丁目４番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町一丁目６番16号　合同会社霞が関都市開発　代表社員　株式会社ハーヴェスト・インベストメント・パートナーズ　職務執行者　鈴木総一

①日昇アセット株式会社　②東京都知事(1)92161　③代表取締役　岡本毅　④東京都板橋区板橋一丁目34番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都板橋区板橋一丁目34番３号　日昇アセット株式会社　代表取締役　岡本毅

①株式会社岩月建築事務所　②愛知県知事(7)12886　③代表取締役　岩月好晴　④愛知県岡崎市中園町字郷中90番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県岡崎市中園町字郷中90番地　株式会社岩月建築事務所　代表取締役　岩月好晴